

奨学金規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大黒天財団（以下「当財団」という。）が給付する奨学金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、給付奨学金のみとする。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 日本国内の大学、短期大学、専門学校またはそれに準ずる学校の正規課程に在学する、流通科学、経済学及び経営学の研究をしている者
- (2) 向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者
- (3) 学資の支弁が困難と認められる者
- (4) 上記 (1) から (3) の資格及びその他当財団の定める条件を満たす者

第2章 奨学生の採用

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学金を受けようとする者は、給付の場合には身元保証人と連署した奨学生願書に、在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）の推薦書及び在学証明書を添えて理事長に提出しなければならない。

2 身元保証人は、本人が未成年の場合はその保護者、成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(奨学生の採用)

第5条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）の採用は、奨学生選考委員会の書類選考及び面接選考を経て、代表理事が決定し、在学学校長を経由して本人に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、身元保証人と連署した誓約書を、在学学校長を経て理事長に提出しなければならない。

第3章 給付奨学金

(給付奨学金)

第6条 当財団は、奨学生に対し、年額60万円の給付奨学金を給付する。

2 奨学金の給付期間は、1年間（4月から翌年3月まで）とする。ただし、最長4年間の継続申請を認めるものとする。

3 給付奨学金は、返還を要さない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、以下に該当する場合は、当財団は給付奨学金の給付を停止し、または、既に交付した給付奨学金の全額について返還を求めることができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (3) 原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (7) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (8) 上記のほか、奨学生としての資格を失ったとき

(給付奨学金の給付回数及び金額)

第7条 給付奨学金は、交付を受けようとする者に対して年二回、8月及び12月の一定日に奨学生の指定する口座に送金することにより給付する。

2 前項の給付奨学金の額は、一回につき300,000円とする。

第4章 奨学生の義務

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学生は給付を受けた年度の末、学業成績表及び生活状況報告書を代表理事に提出しなければならない。

(届出)

第9条 奨学生は、奨学金規程に定める事項を順守し、第3条に抵触する場合及び次のいずれかに該当する場合には、速やかに代表理事に届け出なければならない。

- (1) 退学したとき
- (2) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (3) 原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (7) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (8) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第5章 補 則

(実施細目)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。